

新潟県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第27号

新潟県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県都市公園条例施行規則（昭和61年新潟県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

		改 正 後		改 正 前																																																																																									
(定期券等)				(定期券等)																																																																																									
第8条	条例別表第2第8号の表に規定する定期券（以下「定期券」という。）の交付を受けようとする者は、当該定期券による使用に係る使用料を添えて、別記第12号様式による定期券交付申請書を知事に提出しなければならない。	第8条	条例別表第2第8号の表に規定する定期券（以下「定期券」という。）の交付を受けようとする者は、当該定期券による使用に係る使用料を添えて、別記第12号様式による定期券交付申請書を知事に提出しなければならない。	第8条	条例別表第2第7号の表に規定する定期券（以下「定期券」という。）の交付を受けようとする者は、当該定期券による使用に係る使用料を添えて、別記第12号様式による定期券交付申請書を知事に提出しなければならない。																																																																																								
2	(略)	2	(略)	2	(略)																																																																																								
3	定期券及び条例別表第2第8号の表に規定する回数券は、再発行しない。	3	定期券及び条例別表第2第8号の表に規定する回数券は、再発行しない。	3	定期券及び条例別表第2第7号の表に規定する回数券は、再発行しない。																																																																																								
別表（第5条、第7条、第11条の3関係）		別表（第5条、第7条、第11条の3関係）		別表（第5条、第7条、第11条の3関係）																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">新潟 県立 鳥屋 野潟 公園</th> <th colspan="2">附属設備名</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>多目的運動 広場(南側)</th> <th>夜間 照明</th> <th>単位又は区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">鳥屋</td> <td rowspan="3">サッカー場1</td> <td rowspan="3">野球場1</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td>1,130円</td> </tr> <tr> <td>1,170円</td> </tr> <tr> <td>720円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">野潟</td> <td rowspan="2">サッカー場2</td> <td rowspan="2">野球場2</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td>720円</td> </tr> <tr> <td>720円</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>サッカー場3</td> <td>野球場1</td> <td>(略)</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">シャワー</td> <td colspan="2">(略)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">新潟スタジアム</td> <td colspan="2">大型映像装置</td> <td colspan="2">営利を目的 としない場 合 7,100円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">基本使用</td> <td colspan="2">営利を目的 とする場合 14,200円</td> </tr> </tbody> </table>		新潟 県立 鳥屋 野潟 公園	附属設備名		使用料		多目的運動 広場(南側)	夜間 照明	単位又は区分	金額	鳥屋	サッカー場1	野球場1	(略)	1,130円	1,170円	720円	野潟	サッカー場2	野球場2	(略)	720円	720円	公園	サッカー場3	野球場1	(略)	1,050円	シャワー		(略)				新潟スタジアム		大型映像装置		営利を目的 としない場 合 7,100円				基本使用		営利を目的 とする場合 14,200円		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">新潟 県立 鳥屋 野潟 公園</th> <th colspan="2">附属設備名</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>多目的運動 広場(南側)</th> <th>夜間 照明</th> <th>単位又は区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">鳥屋</td> <td rowspan="3">サッカー場1</td> <td rowspan="3">野球場1</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>1,140円</td> </tr> <tr> <td>700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">野潟</td> <td rowspan="2">サッカー場2</td> <td rowspan="2">野球場2</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>サッカー場3</td> <td>野球場1</td> <td>(略)</td> <td>1,020円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">シャワー</td> <td colspan="2">(略)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">新潟スタジアム</td> <td colspan="2">大型映像装置</td> <td colspan="2">営利を目的 としない場 合 6,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">基本使用</td> <td colspan="2">営利を目的 とする場合 13,800円</td> </tr> </tbody> </table>		新潟 県立 鳥屋 野潟 公園	附属設備名		使用料		多目的運動 広場(南側)	夜間 照明	単位又は区分	金額	鳥屋	サッカー場1	野球場1	(略)	1,100円	1,140円	700円	野潟	サッカー場2	野球場2	(略)	700円	700円	公園	サッカー場3	野球場1	(略)	1,020円	シャワー		(略)				新潟スタジアム		大型映像装置		営利を目的 としない場 合 6,900円				基本使用		営利を目的 とする場合 13,800円	
新潟 県立 鳥屋 野潟 公園	附属設備名		使用料																																																																																										
	多目的運動 広場(南側)	夜間 照明	単位又は区分	金額																																																																																									
鳥屋	サッカー場1	野球場1	(略)	1,130円																																																																																									
				1,170円																																																																																									
				720円																																																																																									
野潟	サッカー場2	野球場2	(略)	720円																																																																																									
				720円																																																																																									
公園	サッカー場3	野球場1	(略)	1,050円																																																																																									
シャワー		(略)																																																																																											
新潟スタジアム		大型映像装置		営利を目的 としない場 合 7,100円																																																																																									
		基本使用		営利を目的 とする場合 14,200円																																																																																									
新潟 県立 鳥屋 野潟 公園	附属設備名		使用料																																																																																										
	多目的運動 広場(南側)	夜間 照明	単位又は区分	金額																																																																																									
鳥屋	サッカー場1	野球場1	(略)	1,100円																																																																																									
				1,140円																																																																																									
				700円																																																																																									
野潟	サッカー場2	野球場2	(略)	700円																																																																																									
				700円																																																																																									
公園	サッカー場3	野球場1	(略)	1,020円																																																																																									
シャワー		(略)																																																																																											
新潟スタジアム		大型映像装置		営利を目的 としない場 合 6,900円																																																																																									
		基本使用		営利を目的 とする場合 13,800円																																																																																									

広告 加算	(略)	営利を目的 としない場 合	6,900円
		営利を目的 とする場合	13,800円
電光掲示板	(略)	営利を目的 としない場 合	6,300円
		営利を目的 とする場合	12,600円
放送設備	(略)	営利を目的 としない場 合	2,200円
		営利を目的 とする場合	4,400円
照明 設備	(略)	全点灯	17,000円
		3分の2点灯	34,000円
		営利を目的 としない場 合	11,300円
		営利を目的	

広告 加算	(略)	営利を目的 としない場 合	7,100円
		営利を目的 とする場合	14,200円
電光掲示板	(略)	営利を目的 としない場 合	6,500円
		営利を目的 とする場合	13,000円
放送設備	(略)	営利を目的 としない場 合	2,300円
		営利を目的 とする場合	4,600円
照明 設備	(略)	全点灯	17,500円
		3分の2点灯	35,000円
		営利を目的 としない場 合	11,600円
		営利を目的	

	とする場合 23,200円
2分の1点灯	営利を目的 としない場 合 8,700円
	営利を目的 とする場合 17,400円
3分の1点灯	営利を目的 としない場 合 5,900円
	営利を目的 とする場合 11,800円
5分の1点灯	営利を目的 としない場 合 3,500円
	営利を目的 とする場合 7,000円
遮音カーテン	(略)
サッカー用具	(略)
ラグビー用具	3,700円
陸上競技用具(写真判定 装置を除く。)	20,600円
写真判定装置	15,700円
(略)	
(略)	(略)
3,000m障害物競技用具	510円

	とする場合 22,600円
2分の1点灯	営利を目的 としない場 合 8,500円
	営利を目的 とする場合 17,000円
3分の1点灯	営利を目的 としない場 合 5,700円
	営利を目的 とする場合 11,400円
5分の1点灯	営利を目的 としない場 合 3,400円
	営利を目的 とする場合 6,800円
遮音カーテン	(略)
サッカー用具	(略)
ラグビー用具	3,600円
陸上競技用具(写真判定 装置を除く。)	20,000円
写真判定装置	15,300円
(略)	
(略)	(略)
3,000m障害物競技用具	500円

サブグラウンド	走高跳競技用具	410円
	棒高跳競技用具	930円
	チケット売場	930円
	放送設備	210円
	サッカー用具	620円
	ラグビー用具	930円
	陸上競技用具(写真判定装置を除く。)	9,100円
	(略)	
	(略)	(略)
	3,000m障害物競技用具	510円
走高跳競技用具	410円	
棒高跳競技用具	930円	
野球場	大型映像装置	営利を目的 としない場 合 3,800円
	基本 使用	営利を目的 とする場合 7,600円
		営利を目的 とする場合 7,600円
	広告 加算	営利を目的 としない場 合 3,800円
		営利を目的 とする場合 7,600円
	(略)	(略)
放送設備	営利を目的 としない場 合 310円	
	営利を目的	

サブグラウンド	走高跳競技用具	400円
	棒高跳競技用具	900円
	チケット売場	900円
	放送設備	200円
	サッカー用具	600円
	ラグビー用具	900円
	陸上競技用具(写真判定装置を除く。)	8,800円
	(略)	
	(略)	(略)
	3,000m障害物競技用具	500円
走高跳競技用具	400円	
棒高跳競技用具	900円	
野球場	大型映像装置	営利を目的 としない場 合 3,700円
	基本 使用	営利を目的 とする場合 7,400円
		営利を目的 とする場合 7,400円
	広告 加算	営利を目的 としない場 合 3,700円
		営利を目的 とする場合 7,400円
	(略)	(略)
放送設備	営利を目的 としない場 合 300円	
	営利を目的	

とする場合	600円		
営利を目的 としない場 合	3,500円		
営利を目的 とする場合	7,000円		
営利を目的 としない場 合	22,700円		
営利を目的 とする場合	45,400円		
営利を目的 としない場 合	15,100円		
営利を目的 とする場合	30,200円		
営利を目的 としない場 合	7,600円		
営利を目的 とする場合	15,200円		
報道中継設備			
照明 設備		全点灯	
		3分の2点灯	
		3分の1点灯	
		ピッチングマシン	(略)
		バッテイングゲージ	
		簡易外野フェンス	(略)

とする場合	620円		
営利を目的 としない場 合	3,600円		
営利を目的 とする場合	7,200円		
営利を目的 としない場 合	23,300円		
営利を目的 とする場合	46,600円		
営利を目的 としない場 合	15,500円		
営利を目的 とする場合	31,000円		
営利を目的 としない場 合	7,800円		
営利を目的 とする場合	15,600円		
報道中継設備			
照明 設備		全点灯	
		3分の2点灯	
		3分の1点灯	
		ピッチングマシン	(略)
		バッテイングゲージ	
		簡易外野フェンス	(略)

新潟 県立 紫雲 寺記 念公 園	オートキヤ ンブサイ ト	(略)	(略)	洗濯機 (略)	210円 (略)
	屋内 運動 施設	(略)	(略)	暖房設備 (略)	490円
新潟 県立 植物 園	研修室	(略)	(略)	ビデオプロジェクター スライド機 資料提示装置 8ミリビデオカメラ テレビ ビデオデッキ MDプレイヤー ライティングブック 可動式拡声装置 固定式拡声装置 マイクロホン 冷房 設備	1,540円 1,540円 1,540円 1,540円 1,030円 1,030円 1,180円 1,180円 1,180円 2,960円 730円 310円 (略)
備考 (略)				暖房 設備	330円 170円

新潟 県立 紫雲 寺記 念公 園	オートキヤ ンブサイ ト	(略)	(略)	洗濯機 (略)	(略)	200円 (略)
	屋内 運動 施設	(略)	(略)	暖房設備 (略)	(略)	480円
新潟 県立 植物 園	研修室	(略)	(略)	ビデオプロジェクター スライド機 資料提示装置 8ミリビデオカメラ テレビ ビデオデッキ MDプレイヤー ライティングブック 可動式拡声装置 固定式拡声装置 マイクロホン 冷房 設備	1,500円 1,500円 1,500円 1,500円 1,000円 1,000円 1,150円 1,150円 1,150円 2,880円 710円 300円 (略)	
備考 (略)				暖房 設備		320円 160円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の新潟県都市公園条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後納入すべき使用料については、なお従前の例による。

